

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

令和2年7月31日

環境省大臣官房環境保健部

【公害健康被害対策関係】

- 認定の更新の審査にあたっての医学的検査の一部又は全部を省略し、医師の診断書等に基づき審査を行うことができることを地方公共団体に周知（3月17日）
- 認定の更新の審査について医師の診断書等についても入手が困難な場合には、病状を客観的に示す書面に基づき認定更新の審査を可能とすること、法第8条の2の適用についても考慮すること、障害の程度に係る診査について政令で定める期間内に診査が困難な場合には正当な理由により診査が受けられなかったものと解すべきこと、電話や情報通信機器を用いた療養の給付が可能なことを地方公共団体に周知（4月17日）

【石綿健康被害対策関係】

- 認定の更新について、個別の状況に応じて災害その他やむを得ない理由として法第8条第1項の規定を適用して差し支えないことを（独）環境再生保全機構に周知（4月22日）

【化学物質対策関係】

- 毎年度6月末が届出期限とされている以下の事項について、届出義務の履行期限を延長するため、省令改正・告示制定を実施。（6月12日）
 - ・化学物質審査規制法に基づく、中間物等を製造又は輸入した者の報告
 - ・化学物質排出把握管理促進法に基づく、第一種指定化学物質等取扱事業者の事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出と、対応化学物質分類名への変更又は対応化学物質分類名の維持の請求
 - ・水銀汚染防止法に基づく、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告

【熱中症対策関係】

- リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～」等を厚生労働省とともに連携して作成し、各地方自治体に対する周知依頼の事務連絡を発出するとともに、ホームページで公表（5月26日）
- 「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防に関して一般の方向けによりわかりやすいリーフレットを厚生労働省とともに作成し公表（6月22日）